

GRAN GOAL 投資一任約款 新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 本契約に基づき当社がお客さまの資産を運用するために、お客さまが第2条各号の約款等に基づき当社の投資顧問部に開設した専用の取引口座をいいます。なお、ラップ口座では<u>ラップ専用投資信託</u>を投資対象として当社の判断により運用を行います。</p> <p>(8)～(12) (現行どおり)</p> <p>(当社がお客さまに提供するサービスの一部利用制限)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 個人のお客さまについては、ラップ口座において三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード、オンライントレード・テレフォントレード及びインターネットトレード電子交付サービスをご利用いただくことはできません。但し、<u>親口座でオンライントレード・テレフォントレードをご利用いただいていることを前提として、オンライントレード報告書等電子交付サービスのみ</u>ご利用いただくことはできます。これに伴い、ラップ口座においては、当社が別途定める「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」の第5条第1項第1号は適用されないものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(償還金、収益分配金の処理等)</p> <p>第17条 お客さまの運用資産に組入れている投資信託につき償還金が発生した場合、本契約に基づく新たな運用が開始されるまで、個人のお客さまにおいてはMR Fを自動的に買付し、又、法人のお客さまにおいてはお預り金として管理することとし、お客さまへの返金は行いません。</p> <p>2 お客さまの運用資産に組入れている投資信託につき分配金等が発生した場合、証券取引約款における投資信託の累積投資取引に関する定め</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 本契約に基づき当社がお客さまの資産を運用するために、お客さまが第2条各号の約款等に基づき当社の投資顧問部に開設した専用の取引口座をいいます。なお、ラップ口座では<u>本サービス専用投資信託</u>を投資対象として当社の判断により運用を行います。</p> <p>(8)～(12) (省略)</p> <p>(当社がお客さまに提供するサービスの一部利用制限)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 個人のお客さまについては、ラップ口座において三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード、オンライントレード・テレフォントレード及びインターネットトレード電子交付サービスをご利用いただくことはできません。但し、<u>オンライントレード報告書等電子交付サービス</u>をご利用いただくことはできます。これに伴い、ラップ口座においては、当社が別途定める「<u>オンライントレード電子交付サービス利用規定</u>」の第6条第2号及び「<u>オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定</u>」の第5条第1項第1号は適用されないものとします。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(償還金、収益分配金の処理等)</p> <p>第17条 お客さまの運用資産に組入れている投資信託につき償還金又は収益分配金等が発生した場合、本契約に基づく新たな運用が開始されるまで、個人のお客さまにおいてはMR Fを自動的に買付し、又、法人のお客さまにおいてはお預り金として管理することとし、お客さまへの返金 <div style="text-align: right;">(追加)</div> </p>

新	旧
<p>(個人のお客さまにおいては、加えてMRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款) に定める方法により同一銘柄への再投資を行うこととし、お客さまへの返金は行いません。</p> <p><u>3</u> 運用資産に組入れていた投資信託において、本契約の終了後に分配金等が発生した場合は、<u>前項にかかわらず</u>、当社は親口座への入金又は金銭の振込先指定方式により指定されたお客さまの指定預貯金口座へ送金することにより返還します。</p> <p>(本契約の内容の変更等に係る制限)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(a)、(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 定時定額払戻特約の<u>利用開始、利用終了又は払戻金額の変更の申込み</u>は初回運用開始日から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできないものとします。</p> <p>(d)~(g) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) プロフィットロック特約の<u>利用開始、利用終了又はプロフィットロックポイントの変更の申込み</u>は初回運用開始日から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできません。</p> <p>(c)、(d) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) ロスカット特約の<u>利用開始、利用終了又はロスカットポイントの変更の申込み</u>は初回運用開始日から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできません。</p> <p>(c)、(d) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p>	<p><u>2</u> <u>前項にかかわらず</u>、運用資産に組入れていた投資信託において、本契約の終了後に分配金等が発生した場合は、当社は親口座への入金又は金銭の振込先指定方式により指定されたお客さまの指定預貯金口座へ送金することにより返還します。</p> <p>(本契約の内容の変更等に係る制限)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(a)、(b) (省略)</p> <p>(c) 定時定額払戻特約の<u>利用申込み</u>は初回運用開始日の3ヶ月後の応当日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできないものとします。</p> <p>(d)~(g) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) プロフィットロック特約の<u>利用開始の申込み</u>は初回運用開始日の3ヶ月後の応当日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできません。</p> <p>(c)、(d) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) ロスカット特約の<u>利用開始の申込み</u>は初回運用開始日の3ヶ月後の応当日以降、毎営業日可能とします。但し、1契約期間において4回を超える申込みはできません。</p> <p>(c)、(d) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>① (省略)</p>

新	旧
<p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 申込みは<u>初回運用開始日から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。</u> 又、申込回数の制限はありません。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(a)～(f) (現行どおり)</p> <p>(g) <u>申込み後、減額に基づく最終の約定日までの間における市況の大幅な変動等の要因により、「当該最終約定日時点での運用資産時価評価額(変動報酬が発生する場合は当該報酬額を控除します。)」から「申込みの減額金額」を差引いた金額が10万円を下回ることとなった場合、当該減額の申込みについては、次条に基づく本契約の解約の申込みをいただいたものとしてお取扱いします。</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>(a)、(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 申込みは、初回運用開始日(但し、サテライトポートフォリオ途中運用開始を行っている場合は、当該途中運用の運用開始日)から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。又、申込回数の制限はありません。</p> <p>(d) (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) 申込みは、プロフィットロック又はロスカットによるマネープール発動の場場合は、プロフィットロックポイント又はロスカットポイント到達に伴う売却注文の発注日(発注日が複数日にわたる場合は最終の発注日)から起算して6営業日以降、又、お客さまの申込みによるマネープール発動の場場合は、当該マネープール発動の運用開始日から起算して6営業日以降、毎営業日可能とします。申込回数の制限はありません。</p> <p>(9) (現行どおり)</p>	<p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 申込みは毎営業日可能とします。又、申込回数の制限はありません。</p> <p>② (省略)</p> <p>(a)～(f) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>(a)、(b) (省略)</p> <p>(c) 申込みは、初回運用開始日(但し、サテライトポートフォリオ途中運用開始を行っている場合は、当該途中運用の運用開始日)の<u>3ヶ月後の応当日</u>以降、毎営業日可能とします。又、申込回数の制限はありません。</p> <p>(d) (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 申込みは、プロフィットロック又はロスカットによるマネープール発動の場場合は、プロフィットロックポイント又はロスカットポイント到達に伴う売却注文の発注日(発注日が複数日にわたる場合は最終の発注日)から起算して6営業日<u>後</u>以降、又、お客さまの申込みによるマネープール発動の場場合は、当該マネープール発動の運用開始日から起算して6営業日<u>後</u>以降、毎営業日可能とします。申込回数の制限はありません。</p> <p>(9) (省略)</p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項に基づく契約内容の変更の申込日は、当該変更の直前の契約内容の変更の運用開始日から起算して以下に定める営業日数以降であることとします。</p> <p>① 直前の契約内容の変更が「ポートフォリオ間振替」(他の契約変更との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、17 営業日以降</p> <p>② 直前の契約内容の変更が「減額によるサテライトポートフォリオ途中運用終了」(他の契約変更との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、15 営業日以降</p> <p>③ 直前の契約内容の変更が「減額(一部解約)」(他の契約変更(上記②以外)との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、12 営業日以降</p> <p>④ 上記①ないし③以外の場合・・・原則、6 営業日以降</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>3 第1項に基づく契約内容の変更の申込日は、当該変更の直前の契約内容の変更の運用開始日から起算して以下に定める営業日数後以降であることとします。</p> <p>① 直前の契約内容の変更が「ポートフォリオ間振替」(他の契約変更との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、17 営業日後</p> <p>② 直前の契約内容の変更が「減額によるサテライトポートフォリオ途中運用終了」(他の契約変更との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、15 営業日後</p> <p>③ 直前の契約内容の変更が「減額(一部解約)」(他の契約変更(上記②以外)との組み合わせの場合を含む)の場合・・・原則、12 営業日後</p> <p>④ 上記①ないし③以外の場合・・・原則、6 営業日後</p> <p>4 (省略)</p>
<p>(本契約の解約)</p>	<p>(本契約の解約)</p>
<p>第23条 (現行どおり)</p>	<p>第23条 (省略)</p>
<p>2 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、お客さまに対し書面、メール、FAX、電話等の方法で通知することにより、本契約を解約できるものとし、<u>当社は当該通知日から当社所定の日数経過後に本契約の解約手続きを開始するものとします。なお、書面の郵送により通知を行った場合は、当該書面は通常到達すべき時に到達したものとし、当該到達日を通知日とみなすこととします。</u></p>	<p>2 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、お客さまに対し書面で通知することにより、本契約を解約できるものとし<u>ます。なお、この場合において当社が発送する通知は、お客さまの当社に対する直近の届出住所に発送することにより、通常到達すべき時に到達したものとし、当社は当該到達日から当社所定の日数経過後に本契約の解約手続きを開始するものとします。</u></p>
<p>(1)～(4) (現行どおり)</p>	<p>(1)～(4) (省略)</p>
<p>3 前二項の規定に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は解約日(第1項に基づく場合)又は解約手続き開始後速やかに(第2項に基づく場合)運用資産の売却注文を行い、親口座へ当該運用資産の売却金額を支払います。なお、有価証券での返還はいたしません。</p>	<p>3 前二項の規定に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は解約日(第1項に基づく場合)又は解約後速やかに(第2項に基づく場合)運用資産の売却注文を行い、親口座へ当該運用資産の売却金額を支払います。なお、有価証券での返還はいたしません。</p>
<p>2020年10月</p>	<p>2020年8月</p>